

ごみの焼却処理（広域化） に係る事業者説明会

北広島市市民環境部環境課

第2版 令和5年2月1日

本日の流れ

- 1 **ごみの焼却処理(広域化)について**
- 2 **令和6年4月からの分別区分及び搬入場所等の変更**
- 3 **ごみ処理手数料の改定について**

1 ごみの焼却処理（広域化）について

現在のごみの処理方法について

現在の北広島市は、ごみの焼却処理は行っておらず、多くのごみがクリーンセンターにある最終処分場に埋め立てられている状況にあります。

最終処分場には限りがあり、それを少しでも長く使うためにはごみの埋立量を減らす必要があります。

焼却処理を開始することによって埋立量が15%程度に減り、最終処分場の延命化につながります。



第6期最終処分場 完成時(平成27年)



第6期最終処分場 現在(令和4年)

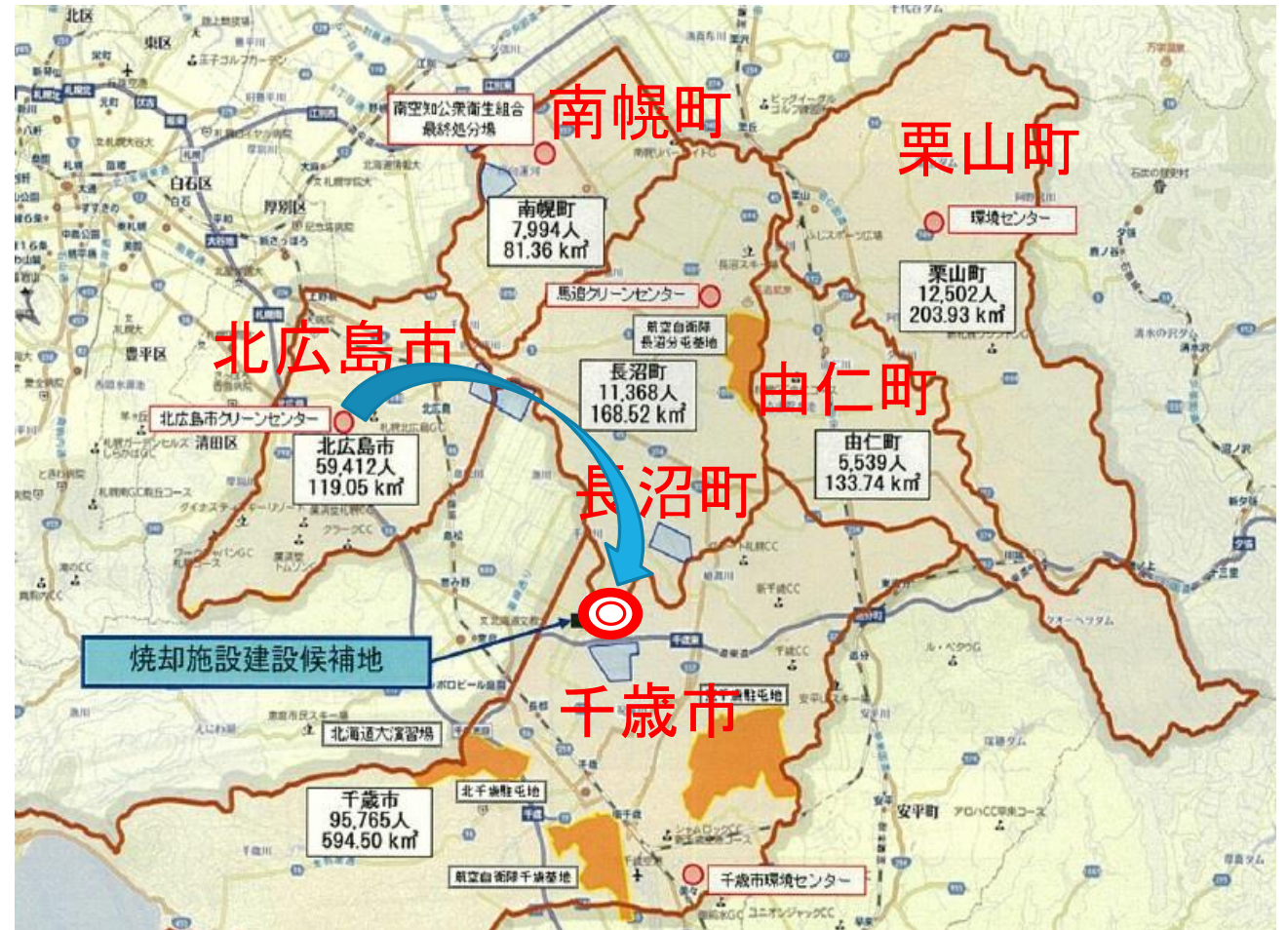
ごみの焼却処理について

いつから開始される？

○令和6年4月から施設稼働
昨年度まで造成工事を行っており、令和4年度から施設建設工事が開始

どこにできる？

○千歳市根志越



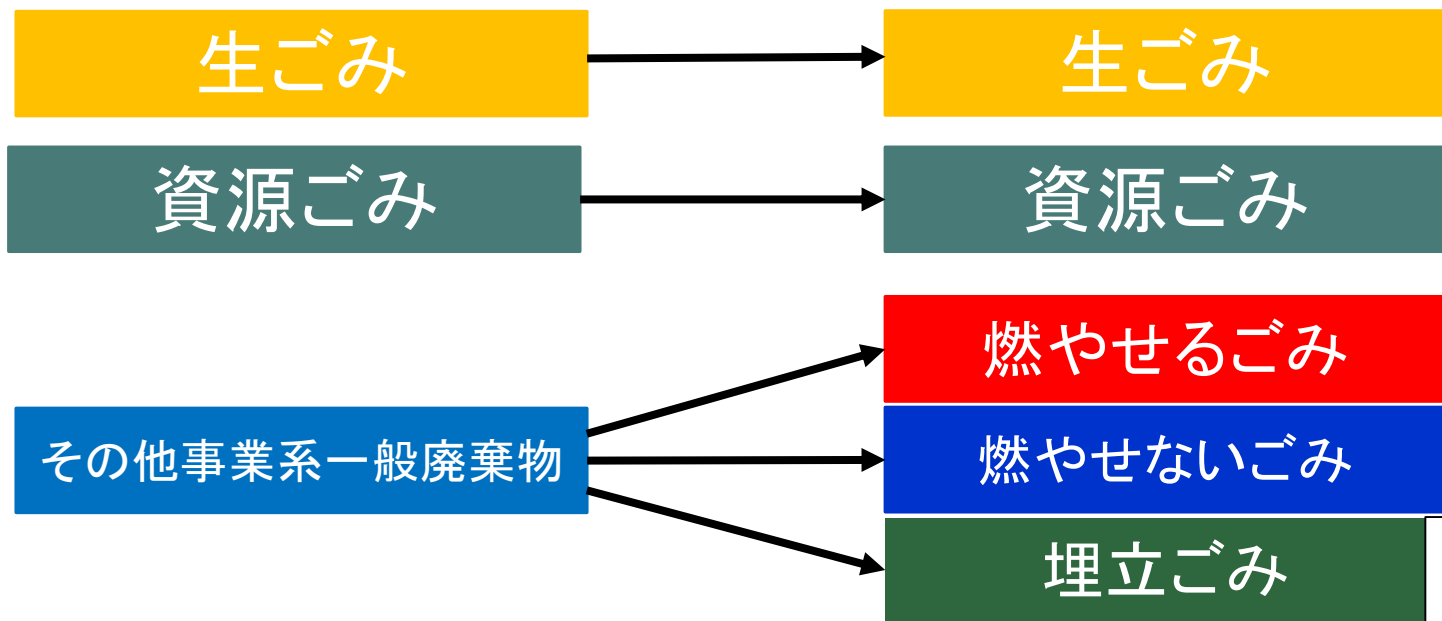
2 令和6年4月からの 分別区分及び搬入場所等の変更

ごみの分別区分の変更点

詳細な分別区分は令和5年度にリーフレットを作成し、配布予定としています。

現在の分別区分

令和6年度からの分別区分



焼却施設で焼却不可能で破碎処理することもできないごみ

現在の分別区分において、皆様がその他事業系一般廃棄物として出していたごみが、燃やせるごみ・燃やせないごみ・埋立ごみの3種類に分かれる形になります。

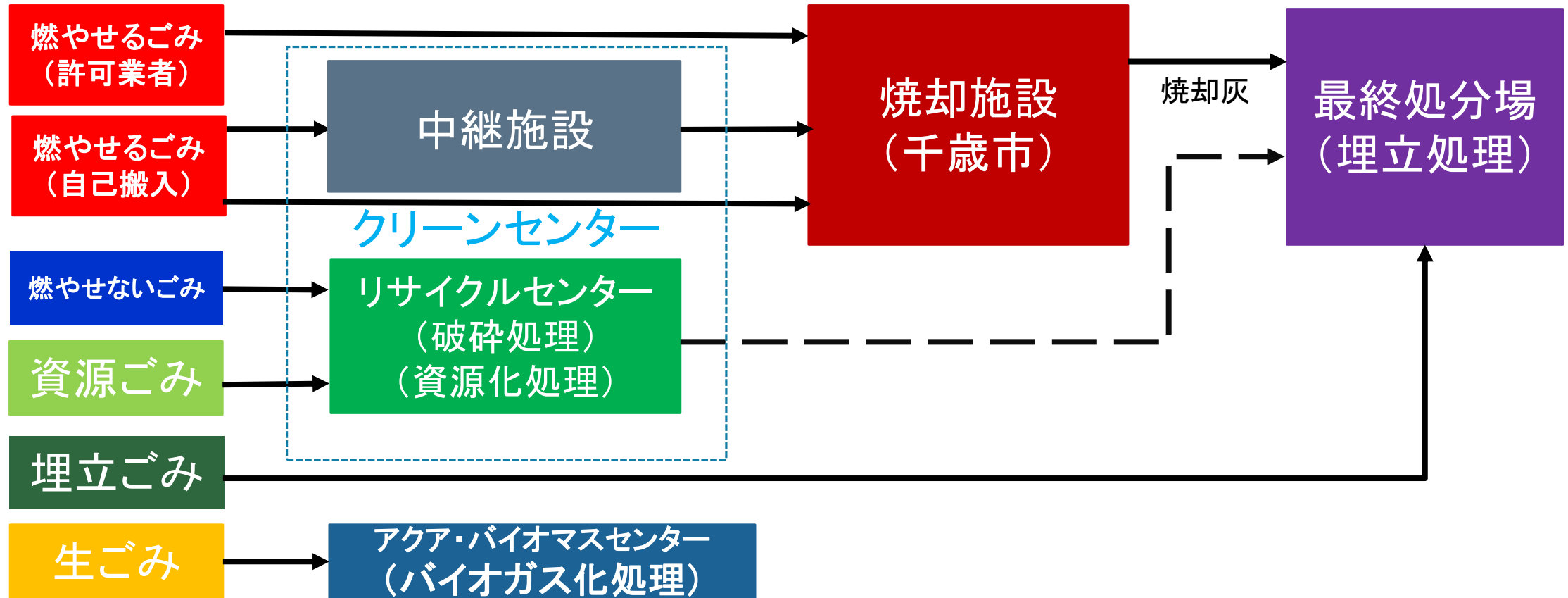
産業廃棄物について

産業廃棄物とは、事業活動で生じた廃棄物のうち、法で定められる20種及び輸入された廃棄物を指しています。現在は、動植物性残さ等の一部をクリーンセンターで受け入れていますが、今後は、下水汚泥等を除き、受入を廃止する方向としています。

産業廃棄物

- ① 燃え殻
- ② 汚泥
- ③ 廃油
- ④ 廃酸
- ⑤ 廃アルカリ
- ⑥ 廃プラスチック類
- ⑦ 紙くず (業種指定)
- ⑧ 木くず (業種指定)
- ⑨ 繊維くず (業種指定)
- ⑩ 動植物性残さ (業種指定)
- ⑪ 動植物性固形不要物 (業種指定)
- ⑫ ゴムくず
- ⑬ 金属くず
- ⑭ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ⑮ 鉱さい
- ⑯ がれき類
- ⑰ 動物のふん尿 (業種指定)
- ⑱ 動物の死体 (業種指定)
- ⑲ ばいじん
- ⑳ 産業廃棄物を処分するために処理したもので、①から⑲に該当しないもの

令和6年4月からのごみ処理フロー



※点線については、一部埋立処理

焼却処理開始による搬入場所等の変更点

・令和6年度からのそれぞれのごみの搬入場所等について

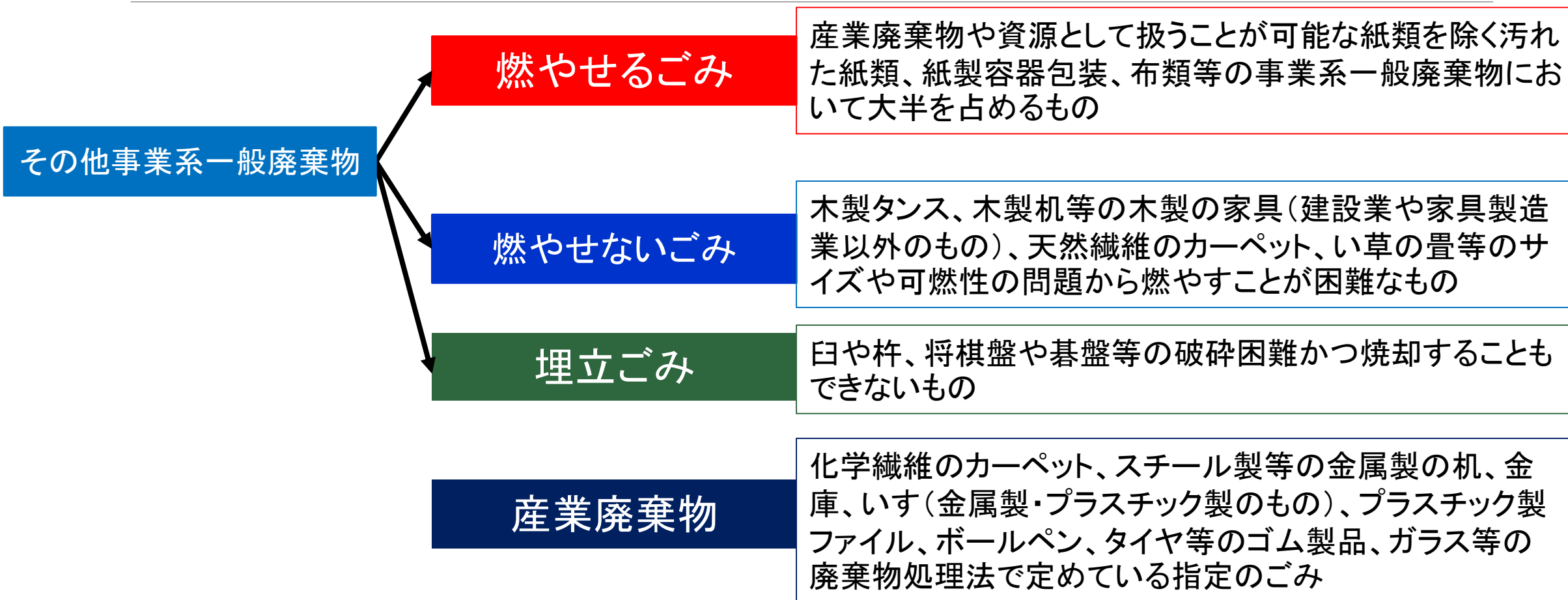
燃やせるごみ

- ・収集運搬許可業者が搬入する場合 ⇒ 焼却施設
- ・排出事業者自らが搬入する場合 ⇒ 焼却施設かクリーンセンター

燃やせないごみ・埋立ごみ

⇒ クリーンセンター

分別区分の例について



生ごみや雑紙類の分別について

生ごみにつきましては、アクア・バイオマスセンターにおいて、し尿や下水道汚泥と混合処理し、施設のエネルギーや肥料として緑農地還元をしています。

また、資源として扱うことのできる雑紙類はトイレtpーパーやティッシュペーパー等の再生紙としてリサイクルしています。

引き続き分別のご協力をお願いします。

詳細は、別添のチラシを配布しておりますので、そちらをご覧ください。

3 ごみ処理手数料の改定について

なぜ、ごみ処理手数料の改定が必要なのか？

事業系ごみの処理手数料については、排出事業者が負担することが原則ですが、北広島市では、地域振興や中小事業者の負担を考慮して市と事業者の負担割合をそれぞれ2分の1ずつとしています。

現在の事業系ごみの処理手数料は、平成29年4月に定めたものですが、令和6年度以降は焼却処理の開始によりごみ処理方法自体が変更となることから、処理経費について再度見直し、ごみ処理原価に応じた手数料の改定を検討しました。

ごみ処理手数料改定の検討経過について

クリーン北広島推進審議会における審議

(審議会委員は学識経験者・民間諸団体の代表者・公募市民の10名で構成)

クリーン北広島推進審議会は、北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例において、市における資源化・再利用の促進、廃棄物の適正な処理に関する事項を審議することを目的としており、手数料改定については、令和3年度に審議をしています。

審議会での審議経過について

開催年月	検討や審議の内容について
令和3年7月	ごみの収集運搬体制とごみ処理手数料の見直しについて市長から諮問
令和3年9月	ごみの収集運搬体制について検討 ※書面開催
令和3年10月	ごみの収集運搬体制について市長へ答申
令和3年11月	ごみ処理手数料の見直し及び経費の考え方の検討・道内各市との比較
令和4年1月	各家庭での負担額や排出量のシミュレーション・改定パターンの検討
令和4年3月	ごみ処理手数料について市長へ答申 ※概要は、事業系ごみの手数料は排出事業者の負担が原則ですが、本市では地域振興や中小事業者等の負担を考慮し、市と事業者それぞれが負担しても良い。また、値上げ等の改定を行う場合は、説明や周知等を丁寧に行うこと。

※なお、ごみの収集運搬体制とごみ処理手数料は、どちらも令和6年度開始予定のごみ処理広域化の関連事項であることから、同一年度に審議しています。

※ごみ処理手数料については、家庭系ごみと事業系ごみの両方について審議をしています。

ごみ処理手数料の原価と改定案について

下表は、令和6年度の10kg当たりのごみ処理経費を推計したもので、現状・原価・改定案を示しています。**改定幅が大きいことから、経過措置を設ける**案としていますので、次のスライドで説明いたします。

	区分	現状	原価計算※	改定案
事業系 一般廃棄物	燃やせるごみ(クリーンセンター搬入)	118円/10kg	482円/10kg	240円/10kg
	燃やせないごみ	118円/10kg	563円/10kg	280円/10kg
	埋立ごみ	118円/10kg	414円/10kg	200円/10kg
	生ごみ ※分別促進のため負担割合を低く設定	86円/10kg	525円/10kg	130円/10kg
	燃やせるごみ(組合焼却施設搬入)	-	344円/10kg	170円/10kg
産業廃棄物	産業廃棄物	237円/10kg	414円/10kg	414円/10kg

※原価計算については、平成30年度から令和2年度までのごみ処理経費の平均値に、焼却施設の建設費及び維持管理費、クリーンセンター搬入分の燃やせるごみについては、焼却施設までの収集運搬費等を推計して積算しています。

※現在市で受け入れている産業廃棄物(合わせ産廃)については、令和6年度以降の受入を廃止する予定です。詳細につきましては、今後対象事業者の方に別途説明をする予定としています。

激変緩和のための経過措置案について

前のスライドの手数料区分のうち、改定率が50%を超える手数料については、激変緩和のため令和6年4月1日から令和8年3月31日までは経過措置を設ける案としています。

	区分	現状	令和6年4月	令和8年4月
事業系 一般廃棄物	燃やせるごみ(クリーンセンター搬入分)	118円/10kg	170円/10kg	240円/10kg
	燃やせないごみ	118円/10kg	170円/10kg	280円/10kg
	埋立ごみ	118円/10kg	170円/10kg	200円/10kg
	生ごみ	86円/10kg	110円/10kg	130円/10kg
産業廃棄物	産業廃棄物	237円/10kg	350円/10kg	414円/10kg

ご清聴ありがとうございました。

今後につきましても分別区分の詳細や搬入方法について、周知を行う予定です。

令和6年度からごみの分別区分や手数料など大きく変更する部分はございますが、今後ともごみの分別や資源化にご協力をお願いいたします。

北広島市市民環境部環境課